

City of SENDAI

高度人材ポイント制に係る特別加算

概要

国家戦略特別区域の枠組みにより、仙台市が認定した企業は、高度人材ポイント制（**出入国管理上の優遇措置**を講ずる制度）の特別加算の対象となります。これにより、認定を受けた事業所で就労する外国人の方は、特別加算の対象となり**10点が加算**されます。

高度人材ポイント制とは？

高度外国人材の受入れを促進するため、高度外国人材に対しポイント制を活用した出入国在留管理上の優遇措置を講ずる制度を平成24年5月7日より導入しています。

高度外国人材の活動内容を、「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数（70点）に達した場合に、出入国在留管理上の優遇措置を与えることにより、高度外国人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的としています。

対象

以下のいずれかに該当する事業所で就労する外国人の方が特別加算（10点）の対象となります。

- ①仙台市本社機能及び研究開発施設立地促進助成金交付要綱に定める「**本社機能**」または「**研究開発施設**」として指定を受けている事業所
- ②仙台市ソフトウェア業、デジタルコンテンツ業及びデータセンター立地促進助成金交付要綱に定める「**ソフトウェア業**」または「**デジタルコンテンツ業**」として指定を受けている事業所
- ③仙台市研究開発施設立地促進助成金交付要綱に定める「**研究開発施設**」として指定を受けている事業所
- ④仙台市本社機能及びバックオフィス等立地促進助成金交付要綱に定める「**本社機能**」として指定を受けている事業所

ポイント加算期間

各助成金の交付期間の終了（最終交付年度末）まで

申請手続き

仙台市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、仙台市企業立地課までご提出ください。
<http://www.city.sendai.jp/toshigata/jigyosha/kezai/kigyo/gaiyo/koudojinzai.html>



関連情報

高度人材ポイント制による出入国在留管理上の優遇制度（法務省出入国在留管理庁）

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_3_index.html

仙台特区（仙台市）※仙台市の特区制度を紹介するサイトです。

<https://sendai-tokku.jp>



[お問合せ]

申請手続きに関する事

仙台市経済局企業立地課 Tel : 022-214-8276 / E-mail : kei008040_13@city.sendai.jp

国家戦略特別区域に関する事

仙台市まちづくり政策局プロジェクト推進課 Tel : 022-214-8561 / E-mail : mac001630@city.sendai.jp